

戸田市笛目6丁目町会 会則

(名称と会員)

第1条 本会は、戸田市笛目6丁目町会と称し、事務所を会長宅に置く。

第2条 本会は、戸田市笛目6丁目町内に在住する世帯および法人をもって組織する。

(目的と事業)

第3条 本会は会員の福祉の増進と相互の親睦を図ると共に、地域の発展に寄与することをもって目的とする。

第4条 本会は前条の目的達成のために、次の事業を行う。

- (1) 市行政の周知徹底
- (2) 町内会の生活環境の整備拡充
- (3) 会員相互の共助活動
- (4) その他、本会の目的達成に必要な事業

(理事及び役員)

第5条

- | | | | | |
|-----|--------|--------|------|-------|
| (1) | 会長 | 1名、副会長 | 4名以内 | |
| (2) | 総務部長 | 1名、副部長 | 3名以内 | 理事若干名 |
| (3) | 文化部長 | 1名、 | 3名〃 | 〃 |
| (4) | 環境衛生部長 | 1名、 | 3名〃 | 〃 |
| (5) | 防犯防災部長 | 1名、 | 3名〃 | 〃 |
| (6) | 会計 | | 2名 | |
| (7) | 会計監査 | | 2名 | |
| (8) | 組長 | 4名、 | 副組長 | 4名 |

第6条 本会に顧問および相談役を置くことができる。

第7条 役員・理事および班長の任務は次のとおりとする。

- (1) 会長は本会を代表し、会務を統括する。
- (2) 副会長は会長を補佐し、会長事故ある時はこれを代行する。
- (3) 総務部長は、庶務・企画・地区内各種団体の育成および他部に属さない事業のまとめを行う。また、高齢化社会に備え、「イキイキクラブ」の推進をはかる。
- (4) 文化部長は、社会教育・体育・青少年育成（子供育成）の指導、および文化教養に関する事業のまとめを行う。
- (5) 環境衛生部長は、環境及び保健衛生・健全娯楽に関する事業のまとめを行う。
- (6) 防犯防災部長は、防犯および災害に関する事業のまとめを行う。
- (7) 会計は、本会の会計事務にあたる。
- (8) 会計監査は、本会の会計事務を監査し、総会に報告する。
- (9) 組長は、会長と班長との調整にあたる。
- (10) 副組長は、組長を補佐し、組長事故ある時はこれを代行する。
- (11) 班長は班を代表し、組長および会員との連絡調整にあたる。

第8条 各会の構成は次のとおりとする。

- (1) 理事会は、第5条の理事および役員を以って構成する。
- (2) 班長会は、役員、理事および班長を持って構成する。
- (3) 選考委員会は、会長・副会長・会計・監査・各部長及び、会長が指名した者を以って構成する。

第9条 役員、理事および班長の選出は次のとおりとし、総会の承認を得る。

- (1) 第6条の顧問および相談役は、理事会の推挙による
- (2) 第5条第9項の組長、副組長は、各組の班長および理事が推薦する。
- (3) 第5条第1項から第6項の理事は、各組長および各部長が推薦する。
- (4) 第5条第1項から第8項の役員（三役、部長）は、理事会で選出された選考委員が推薦する。
- (5) 班長は、各班において選出する。

第10条 役員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(会議)

第11条 本会の会議は、総会、理事会、班長会とし、次のとおり行う。

(1) 総会は通常年1回とし、会長が招集して決算報告及び提出議案を審議し決定する。必要に応じて臨時総会を招集する。

(2) 理事会は会長が招集し、会務を審議決定する。

(3) 班長会は総会に次ぐ決定機関とし、必要に応じて会長が招集し、重要事項を審議決定する。

第12条 会議の議長は、会長または会長の指名した者がこれにあたる。

第13条 会議はすべて、出席者の過半数で議決する。

第14条 本会の経費は、会費及び助成金その他の収入でこれに充てる。

第15条 本会の会費は、月額250円とする。ただし、特別の理由による者に対しては、理事会で協議の上、減額または免除することができる。

法人会員については、月額1,000円以上とする。

第16条 本会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

附 則 (その他の事項)

1 弁慰金は、成人の場合は、5,000円とする。

2 笹目6丁目会館の運営は、会館運営委員会が行う。

3 「表彰規程」理事会は、その業績顕著であると認められた会員に対し表彰する。

4 町会の団体の内、理事会が第3条の目的達成のため、必要と認めた場合、代表者を理事に推薦することができる。

5 本会の会則は、昭和54年4月1日より実施する。(平成7年5月一部改正)

6 第5条「婦人部長」を「女性部長」に、第7条「婦人部」を「女性部」に、 第15条「月額150円」を「月額250円」に改正する(平成12年5月一部改正)。

7 第5条第5号及び第7条第6号の「防災部長」を「防犯防災部長」に改正する(平成16年5月一部改正)。

8 第5条を「副部長3名以内」に改正する(平成23年5月)。

9 平成25年5月11日、第5条、第8条、第9条の一部を改正する。

①第5条、副会長4名以内に、②第8条(3)選考委員会は、会長が指名する。

③第9条(3)「第5条の第2項から第6項の理事」、同条(4)「第5条第1項から8項の役員は、理事会で選出された選考委員が推薦する。

10 第7条(11)「組長を補佐し」と改正する(平成27年5月一部改正)

11 第5条、第7条から女性部の項目を削除する改正(令和3年4月一部改正)